

1 お申し込みによる売却手続きの流れ

(1) 現地確認等

- ①物件調書などにより、必ず現地の状況を御確認のうえ、お申し込みください。
- ②現地に存する立木やゴミ等は、全て現状のまま引渡すこととなります。
- ③売払いは公簿面積により行います。（公簿面積が実測面積と異なる場合であっても、代金は変更できません。）

(2) お申し込み書類の提出

- ①公有財産払下申請書
- ②誓約書
- ③見積書

(3) 売買契約の締結

- ①契約決定通知の日から5日以内に、売買契約を締結していただきます。
- ②売買契約締結の際、契約金額の10パーセントの契約保証金が必要となりますので、県の納付書により納付してください。
- ③契約に要する印紙税は、落札者の負担となります。

(4) 売買代金の支払

- ①県が指定する期日までに、売買代金から契約保証金を差し引いた額を一括納付していただきます。
- ②県が指定する期日までに売買代金を完納できない場合、契約は解除となり、契約保証金は県に帰属（没収）することとなります。
- ③契約保証金は、売買代金に充当されます。

(5) 所有権移転の登記

- ①売買代金完納後、県が所有権移転登記の手続を行います。
- ②所有権移転登記に要する登録免許税等の費用は、落札者の負担となります。